

チャイルドシートの出荷量動向（平成19年）

(社)日本自動車部品工業会では、毎年、チャイルドシートの国内出荷台数の調査を実施し、公表している。本年の調査は、会員企業のチャイルドシートメーカー（一部輸入品を含む）9社を対象に実施し、平成19年(2007年)1月から12月までのメーカー出荷台数をカテゴリー別に集計した。

1. 総出荷量

総出荷量は、約121.5万台で、前年比で見ると、およそ112%と微増状態である。着用義務化が始まった平成12年をピークに、その後は激減し、平成14年以降は減少気味に移行していたが、5年ぶりに増加に転じた。

増加した理由として、以下のようなことが考えられる。

- ① 着用法制化(平成12年4月施行)前後に大量に出回っていたチャイルドシートの買い換え時期により、新品の購入に繋がった。
- ②チャイルドシートの価格帯が低廉化し、新品を購入しやすい環境となった。
- ③平成18年10月にECE R. 44基準が国内導入され、ECE認証製品が市場に出回り始めた。
- ④後席シートベルト着用が義務化されることに伴う波及効果。

2. カテゴリー別出荷量

「乳児用」が約2.4万台(前年比78%)と減少したのに対し、「乳児・幼児兼用」が約53万台(同110%)、「幼児用」約2.8万台(同122%)、「幼児・学童兼用タイプ」が約15.2万台(同118%)、「学童用」が約48万台(同114%)でそれぞれ微増している。

3. 型式数

型式数は80型式と増加傾向にある。特に国内メーカーのECE認証取得品が増えつつある。

添付資料

資料1 チャイルドシート年間出荷量表

資料2 チャイルドシート年間出荷量グラフ

資料3 チャイルドシート 法規・基準関連年表

資料4 チャイルドシートメーカー連絡先一覧(平成20年4月現在)

資料5 (社)日本自動車部品工業会のチャイルドシートに係る啓発活動について

チャイルドシート年間出荷量

資料 1

単位：台

調査暦年 (1～12月)	乳児用		乳児・幼児兼用		幼児用		幼児・学童兼用		学童用		総合計	総計 前年比	型式数 ※2	社 数	出生数 ※3	
	数量※1	前年比	数量	前年比	数量※1	前年比	数量	前年比	数量	前年比	総数					
平成7年(1995)	0				493,477				79,993		573,470		-	8	1,187,064	
平成8年(1996)	0				498,645	101%			105,060	131%	603,705	105%	-	8	1,206,555	
平成9年(1997)	10,000				560,020	112%			161,432	154%	731,452	121%	-	9	1,191,665	
平成10年(1998)	68,931	689%			590,452	105%			220,298	136%	879,681	120%	56	9	1,203,147	
平成11年(1999)	171,987	250%			1,109,960	188%			1,061,139	482%	2,343,086	266%	78	11	1,177,669	
平成12年(2000)	192,504	112%			890,051	80%			1,744,470	164%	2,827,025	121%	113	11	1,190,547	
平成13年 (2001)	数量	72,282	38%	544,717		41,694	5%	35,472		437,713	25%	1,131,878	40%	110	12	1,170,662
	※4国土交通省 型式指定品	69,788		543,683		39,742		35,472		350,010		1,038,695				
平成14年 (2002)	数量	73,108	101%	580,521	107%	30,595	73%	65,391	184%	512,072	117%	1,261,687	111%	128	10	1,153,855
	※4国土交通省 型式指定品	71,591		580,521		27,485		65,391		422,539		1,167,527				
平成15年 (2003)	数量	64,136	89%	513,165	94%	25,855	62%	86,984	245%	501,784	115%	1,191,924	94%	55	10	1,123,610
	※4国土交通省 型式指定品	61,916		513,165		21,727		86,984		405,835		1,089,627				
平成16年 (2004)	数量	34,013	53%	527,102	103%	21,346	83%	107,838	124%	486,248	97%	1,176,547	99%	54	9	1,110,721
	※4国土交通省 型式指定品	32,060		527,102		17,547		107,838		420,437		1,104,984				
平成17年 (2005)	数量	31,652	93%	489,460	93%	2,367	11%	134,308	125%	497,913	102%	1,155,700	98%	66	9	1,062,530
	※4国土交通省 型式指定品	28,887		489,460		95		133,408		465,155		1,117,005				
平成18年 (2006)	数量	30,180	95%	484,841	99%	22,828	964%	128,949	96%	419,857	84%	1,086,655	94%	79	10	1,092,674
	※4国土交通省 型式指定品	26,325		477,358		28		127,396		397,453		1,028,560				
平成19年 (2007)	数量	23,664	78%	530,905	110%	27,792	122%	151,782	118%	480,734	114%	1,214,877	112%	80	9	1,090,000
	※4国土交通省 型式指定品	7,959		474,486		292		113,250		446,134		1,042,121				

備考：※1 平成12年までの乳児用台数には、ベッドタイプの乳児・幼児兼用タイプ並びに後ろ向き取付けタイプの乳児・幼児兼用を含む。

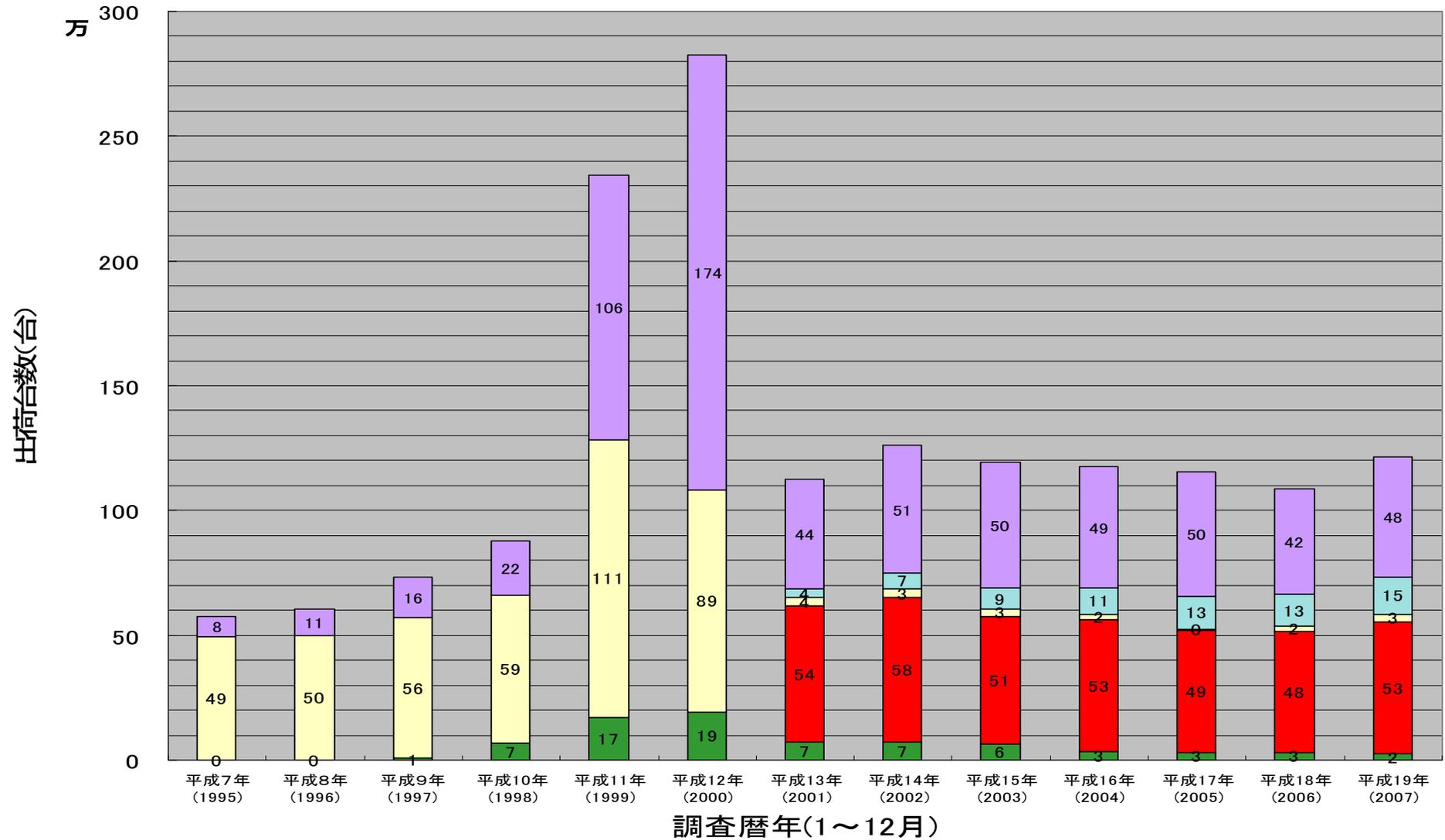
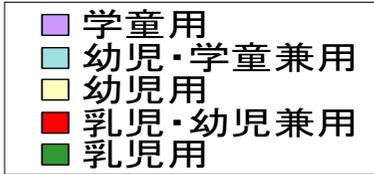
同じく、平成12年までの幼児用台数には幼児・学童兼用タイプを含む。

※2 国土交通省型式指定品以外の輸入品の型式も含む。(平成10年以前は未調査)

※3 厚生労働省 人口動態調査より。(平成19年は推定値)

※4 総数の内、国土交通省の型式指定を受けているものの台数。(総数には輸入品、または国内メーカーECE認証取得品も含まれる。)

チャイルドシート出荷量



チャイルドシート 法規・基準関連年表

改正年月	法規・基準関連	
	改正事項	改正内容
昭和60年(1985)9月 (昭和 63 年 9 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第22条の5 ・年少者用補助乗車装置 制定 ・同技術基準 制定 	自動車に備える年少者用幼児補助乗車装置の要件制定
昭和63年(1988)3月	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法施行規則 63 条 1 項第 1 号関係 年少者用補助乗車装置の型式認定基準 制定 	基準に適合した安全なチャイルドシート普及促進を目的とした装置認定制度
平成5年(1993)4月	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第20条 乗車装置4項 内装材料の難燃性 制定によりこれを適用 ・同 技術基準 制定 	チャイルドシートの表皮材料等の難燃性基準規定
平成6年(1994)3月 (同年 4 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第22条の5 年少者用補助乗車装置 3項一部改正 	シート組込式年少者用補助乗車装置の規定整備
平成10年(1998)11月	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法施行規則 75 条の 2 第 1 項関係 年少者用補助乗車装置の型式指定基準 制定 ・同日 年少者用補助乗車装置の型式認定基準廃止 	相互承認協定(1958 年協定)加盟による装置型式指定制度の制定
平成11年(1999)5月 (平成 12 年4月施行)	道路交法71条の3 改正	6歳未満幼児の自動車乗車時のチャイルドシート着用義務法制化
平成12年(2000)1月 (平成 15 年 1 月完全施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・年少者用補助乗車装置の技術基準改正 	ECE 基準(R.44)との整合 <ul style="list-style-type: none"> ・カテゴリー(ユニバーサル、スペシフィックビークル、コンパティブル) ・動的試験シートを ECE 基準と同等 ・梱包等への表記
平成15年(2003)8月 (平成 16 年 1 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法施行規則 63 条の3第 2 項関係 特定後付装置のリコール制度 新設 ・年少者用補助乗車装置のリコール届け出等に関する取扱要領 制定 ・年少者用補助乗車装置における改善措置に関する判断のガイドライン制定 	特定後付装置リコール制度の新設
平成15年(2003)9月	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第22条の5 改正 ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 32 条、110 条、188 条 制定 ・年少者用補助乗車装置の技術基準 一部改正 	基準の告示化による装置毎の性能基準を告示に一本化
平成18年(2003)3月 (同年 10 月施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第22条の5 改正 ・装置型式指定規則第 5 条 改正 	チャイルドシートの相互承認協定対象に伴う改正 (ECE R.44 の採用)
平成18年(2003)8月 (同年 10 月施行) (平成 24 年 4 月完全施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 32 条、110 条、188 条 改正 ・年少者用補助乗車装置の技術基準 廃止 	チャイルドシートの相互承認協定対象に伴う改正 ECE R.44 の採用によりユニバーサルタイプ ISO-FIX CRS の認可 技術基準を廃止し、告示本文での規定が ECE R.44 基準の原文となる。
平成19年(1999)6月 (平成 20 年施行予定)	道路交法71条の3 改正	自動車乗車時の全乗員のシートベルト着用義務法制化 (6歳未満幼児の場合はチャイルドシート着用)

チャイルドシートメーカー連絡先一覧 ((社) 日本自動車部品工業会会員、平成20年4月現在)

- アップリカ・チルドレンズプロダクツ株式会社 営業部**
 〒542-0082 大阪府大阪市中央区島之内1-13-13 TEL 06-6245-2571
- コンビ株式会社 コンシューマープラザ**
 〒339-0025 埼玉県さいたま市岩槻区鉤上新田271 TEL 048-797-1000
- 株式会社 カーメイト エールベベカンパニー**
 〒171-0051 東京都豊島区长崎5-33-11 TEL 03-5926-1221
- タカタ株式会社 チャイルドシート部門お客様相談室**
 〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-31 アレスビル3F TEL 0120-70-5441
- 株式会社 ボンフォーム**
 〒503-0115 岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵640-1 TEL 0584-63-1777
- ミクニ株式会社 ライフテック事業部**
 〒101-0021 東京都千代田区外神田6-13-11 TEL03-3833-2814
- リーマン株式会社 お客様相談室**
 〒496-0911 愛知県愛西市西保町南河原68-1 TEL0567-27-0173
- レカロ株式会社 アフターマーケット営業部 レカロスタートコール**
 〒527-0066 滋賀県東近江市柴原南町1570-1 TEL0800-919-1906
- 株式会社 日本育児**
 〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3-11-24
 東京都市開発ビル5F TEL 06-6251-7420
- (平成14年まで製造)
芦森工業株式会社 東京自動車安全部品営業部
 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-3-16 柳屋太洋ビル TEL 03-3246-7308
- (平成18年まで製造)
株式会社 東海理化 第2営業部 第1営業室
 〒480-0195 愛知県丹羽郡大口町豊田3-260 TEL 0587-95-0041

(社)日本自動車部品工業会のチャイルドシートに係る啓発活動について

(社)日本自動車部品工業会では、チャイルドシートの着用率向上と適正な使用方法等の啓発活動を行う。

○これまでの啓発活動について

①交通安全フェア等への参加協力

内閣府主催の「交通安全フェア」に平成3年よりレストレイント部会(チャイルドシート、シートベルト、エアバッグメーカーで構成)が中心となって、参加出展を行っている。出展は各区分毎のチャイルドシートの展示、チャイルドシートの必要性や適正な着用方法を訴えかけるパネルの展示と共に、チャイルドシート取付け体験コーナーを設けて、取付け指導を行ってきた。

また各自治体の要請により、自治体が主催する交通安全イベントへの参加や展示チャイルドシートの提供等を行っている。

②取り付け指導講習の実施及び協力

チャイルドシート着用法制化元年である平成12年に、一般ユーザーがチャイルドシートの適正な着用を行っているかどうかのチェックと適正な着用方法の指導を行う目的で、国営昭和記念公園駐車場において、レストレイント部会が中心となって取付け指導イベントを実施した。

平成13年以降平成16年までチャイルドシート関連業界で構成する「チャイルドシート連絡協議会」が実施した、同様の取り付け指導イベントに、当工業会も全面的に協力した。

チャイルドシート連絡協議会が解散した平成16年度以降は、交通安全教育普及協会が主催する「チャイルドシート取付指導員養成研修会」に協力し、講師を派遣してきている。

③チャイルドシート安全装着ガイドの作成・配布

チャイルドシートの適正な装着を啓発するためのパンフレットとして、「チャイルドシート安全装着ガイド」を作成し、交通安全フェア等のイベントでの配布や販売店等に配布している。

④チャイルドシート関連会員会社への働きかけ

チャイルドシート関連会員会社が個別に行う啓発活動等への情報・資料提供等を行っている。

○今後の啓発活動について

最新(平成19年)の警察庁・JAF調査による「チャイルドシート使用状況全国調査」によると、チャイルドシートの使用率は、46.9%と前年比-2.5ポイント低下したことに加え、適正な取り付け割合が25.1%と低水準である。また、当工業会のチャイルドシート出荷量調査では、乳児用チャイルドシートの出荷数量は、新生児の数に比べて約半分である。

平成19年6月に道路交通法が改正され、後部座席でのシートベルト着用が義務付けとなった。これまで「大人はシートベルト、子供はチャイルドシート」着用推進の啓発活動が行われてきたが、道路交通法改正により、自動車乗員全てがシートベルト又はチャイルドシートを着用することが義務となり、より一層の着用推進と適正な装着への広報・啓発活動が必要である。

これらの現状に鑑み、警察庁から当工業会に対して、チャイルドシートの使用促進と正しい使用に向けた啓発に一層取り組むよう要請があり、関係会員にその趣旨を伝えて協力を依頼したところである。当工業会としては今後も上記の①～④を行い、官庁、自動車関連団体とも連携して、引き続きチャイルドシート着用の重要性と正しい着用方法等について、啓発活動を行なっていく予定である。